

平成27年11月21日

第7回在宅カフェ

～薬剤師による居宅療養 について～

滋賀県薬剤師会 湖北支部
ファーコスいずみ薬局 坂本 和行

本日の内容

- 「**居宅療養**」における**薬剤師の役割**
- 「**居宅療養**」の**対象患者は？**
~**薬局からの訪問の対象患者は？**~
- **薬剤師は訪問して何をするのか**
- **訪問事例の紹介**
- **湖北薬剤師会の取り組み**

「居宅療養」における薬剤師の役割

居宅療養管理指導

病院・診療所・薬局などが、通院困難な要介護者等の自宅を訪問して、療養上の管理及び指導を行うものである。

サービス内容に応じて、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師が担当する。

薬剤師の役割は次の3つです

Step1 薬をきちんと飲めるように支援すること
(服薬支援)

Step2 患者さんの状態を効果と副作用の両面からチェックすること
(体調チェック)

Step3 得られた情報を多職種にフィードバックし、ADLとQOLの向上に関わること
(多職種連携)

**「居宅療養」の対象患者は？
~薬局からの訪問の対象患者は？~**

「居宅療養」の対象患者は？ ～薬局からの訪問の対象患者は？～

- **在宅患者訪問薬剤管理指導料算定要件**
- **居宅療養管理指導費算定要件**
- **通院困難とは**
- **施設入居者への対応**

在宅患者訪問薬剤管理指導料算定要件

○在宅患者訪問薬剤管理指導料について

平成22年3月5日 保医発第0305第1号

在宅患者訪問薬剤管理指導は、在宅での療養を行っている患者であって、通院が困難なものに対して、あらかじめ名称、所在地、開設者の氏名及び在宅患者訪問薬剤管理指導（以下「訪問薬剤管理指導」という。）を行う旨を地方厚生（支）局長に届け出た保険薬局の薬剤師が、医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、当該指示を行った医師に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に算定する。

(介護予防)居宅療養管理指導費算定要件

平成24年3月介護報酬改定

薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、…(略)…利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服用指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師または歯科医師に報告した上で、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要情報提供を行うこととする。併せて、利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合には、関連事業者等に対して情報提供および必要な助言を行うこととする。…(略)

薬剤師の訪問に関する費用等

	【介護保険】 (介護予防) 居宅療養管理指導費	【医療保険】 在宅患者訪問薬剤管理指導料
点数	<p>月4回まで、1回あたり</p> <p>1) 同一建物居住者以外：503単位</p> <p>2) 同一建物居住者：352単位</p> <p>※麻薬加算 100点</p> <p>※支給限度額外サービス</p>	<p>月4回まで、1回あたり</p> <p>1) 同一建物居住者以外：650点</p> <p>2) 同一建物居住者：300点</p> <p>※麻薬加算100点</p> <p>「16kmルール」、「5人/日」</p>
契約書	<p>患者との契約書が必要 (介護保険のサービスのため)</p>	<p>契約書は不要</p>
共通点	<p>※医師又は歯科医師の訪問指示が必要</p> <p>※介護認定のある患者は、介護保険での適応が優先される</p> <p>※算定する日の間隔は6日以上あけること</p> <p>※がん末期および中心静脈栄養法の対象患者：週2回かつ月8回まで</p>	

訪問&算定に必要な条件

- 「通院困難」な患者であること
- 医師または歯科医師の指示があること
- 患者の同意があること。（特に介護保険）
- 薬学的管理指導計画を策定すること
- 利用者の居宅を訪問して、薬学的管理指導を行うこと
- 訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこと（医師または歯科医師、ケアマネジャー）

通院困難とは？

医科点数表の在宅患者訪問診療料の算定要件（H20年疑義解釈資料より）

（問）在宅患者訪問診療料を算定できない通院が容易な者とは、どのような患者か。

（答）年齢、病状等によるため一概には言えないが、少なくとも独歩で家族等の助けを借りずに通院ができる者などは通院は容易であると考えられる。



通院時に家族や介護者等の助けが必要な場合は通院困難であると解釈でき、完全に寝たきりでなくても、認知機能や身体機能が低下した結果、通院が困難になってきている場合も算定対象になり得る。

平成23年版在宅医療Q&A （じほう）より

通院困難とは？

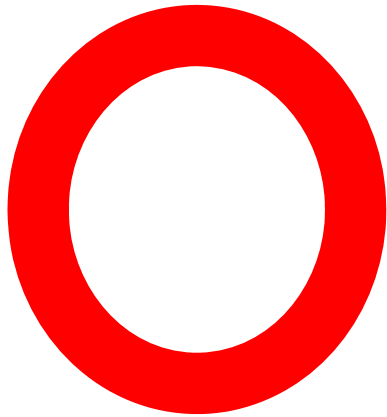
- 通院時に家族やヘルパーの付き添いが必要。
- 家から出る時、タクシーの運転手などが介助し、病院に着いたら病院職員が介助する。
- 独立歩行はできるが、認知機能低下で付き添いが必要。



医師が問診していなくても、通院困難な患者さんには薬剤師の訪問管理は適用になります。

つまり、診療所などで自宅での服薬管理が気になる通院困難な患者さんがいた場合でもご利用いただけます。

施設入居者への対応



- 軽費老人ホーム（入居者50名未満）
- グループホーム
- 有料老人ホーム
- 適合高齢者専用賃貸住宅



- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム（入居者50名以上）
- 老人保健施設

薬剤師は

訪問して何をするのか

薬剤師の役割は次の3つです

Step1 薬をきちんと飲めるように支援すること
(服薬支援)

Step2 患者さんの状態を効果と副作用の両面からチェックすること
(体調チェック)

Step3 得られた情報を多職種にフィードバックし、ADLとQOLの向上に関わること
(多職種連携)

訪問時の薬剤師の持ち物

名刺、印鑑

ボールペン、修正テープ

シャーペン、消しゴム

マジック（黒色、青色、赤色、緑色）

セロテープ、はさみ

ピンセット、消毒用アルコール

定規

ユニパック（サイズ色々）

臨時の薬袋、薬袋シール

など

- 服薬指導
 - 残薬管理、薬の整頓、薬の保管状況の確認
 - 患者さんに合った剤形の提案
 - 経管投与方法の提案
 - 飲み合わせ・食べ合わせのチェック
 - 効果・副作用のチェック
 - 生活習慣の指導
 - 各医療・介護スタッフへの情報提供
 - 物品の供給（衛生材料、医療材料、特殊な食品など）
-
- 中心静脈栄養輸液の調剤・管理（一部の薬局のみ）

など



服薬支援 例



お薬カレンダーの工夫

赤○の部分は、
表示を変えるこ
とが可能です

服用回数が多い
場合（食前、食
間がある場合）
は、カレンダー
を2枚横に並べて、
上の部分の表示
を変えて使うと
便利です



100円のお薬カレ
ンダーを台紙に貼
り付け、ハンガー
に固定しました。
持ち運び、薬の
セットが非常に楽
です。

簡易懸濁法

○用意するもの

- ・投与する薬
- ・小さな容器(お湯が30ccほど入るもの)
- ・注入器



カップを使用する方法

①50～60℃の温湯の調整

沸騰したお湯、もしくは電気ポット(90～98℃設定)のお湯と水道水を2対1で混ぜます。

②薬剤とお湯の懸濁

お湯が用意できたら、約20cc程度のお湯を入れた容器の中に1回分の薬を入れてください。錠剤やカプセル剤の数が多い場合、粉薬がある場合はお湯の量をやや多めにしてください。

③溶解まで放置

薬が崩壊するまで5～10分ほど放置します。



衛生材料、医療機器の供給・管理

↓ ウエルパス：各種処置時の手指消毒用

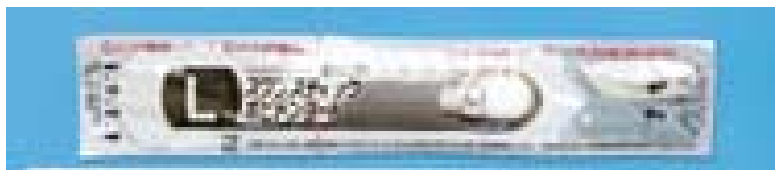


ガーゼタイプ



Yカットガーゼ：腎瘻部分の保護 ↑

サージパッド：腎瘻部分の保護等 ↑



↑ スワブスティックポピドンヨード
：腎瘻周囲の消毒



デュオアクティブ：褥瘡用 ↑
(高度管理医療機器)



←テガダーム：褥瘡用

輸液の配達

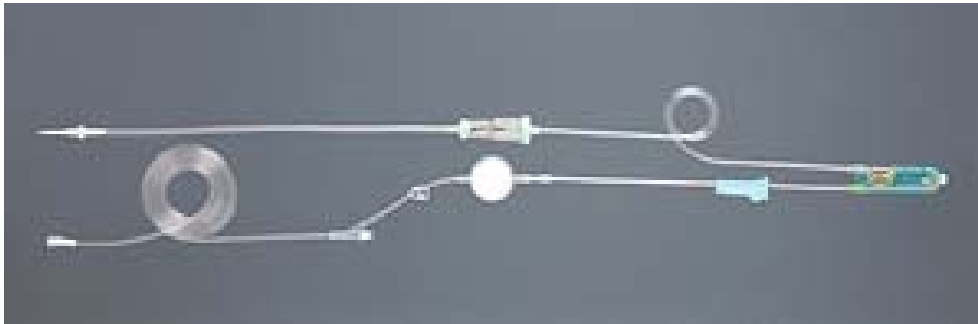


1日2本×5日=10kg

運ぶのに台車が欲しいくらい・・・

輸液セットの手配

(CLから交付しない場合)



テルフュージョン ポンプ用チューブ
セット (フィルター付き)



ヒューバー針

ヒューバー針の
先端

ヒューバー針

通常、在宅中心静脈栄養法輸液セット加算 2000点をCLが算定。
(この中に、針とチューブセットが6セット分含まれている)

CLが、在宅中心静脈栄養法輸液セット加算を算定しない場合、
院外処方箋にて、「特定保険医療材料」として処方。

薬局で物品の交付&保険請求。

在宅中心静脈栄養用輸液セット (本体) 1880円

(付属品) 針 411円

麻薬の管理

- ・レスキューの使用状況把握・管理徹底のため、管理表を作成。患者さん宅に出入りする、他の医療職とも情報の共有になる。

痛み止めの名前(_____)		
薬と薬の飲む間隔を 1 時間以上空ければ、何回飲んでも構いません		
薬を飲んだ日時	飲んだ包数	残っている薬の数
		包
/ AM・PM :	包	包
/ AM・PM :	包	包
/ AM・PM :	包	包

多職種連携

患者家族、病院主治医、在宅主治医、歯科医師、
病床看護師、訪問看護師、ヘルパー、ケアマネ、
医療ソーシャルワーカー(MSW)、管理栄養士

- 退院時カンファレンスへの参加。
- ケアマネサービス担当者会議への参加。
- 緩和ケア委員会などの各種委員会への参加。

など

薬剤師による居宅療養によって

○患者さん・ご家族、施設のスタッフさん

QOLの改善。ご家族の視線を薬から患者さん本人により向けられるよう、お手伝いする。

○医師、看護師

薬の説明にかける時間が少なくなる。

ご本人、ご家族と向き合う時間、病状の説明、これからの過ごし方の説明などに、十分な時間をかけることができる。

湖北薬剤師会の取り組み

どこの薬局でも、訪問できるか

介護保険・・・（介護予防）居宅療養管理指導費

⇒保険薬局であれば介護保険の事業所として「みなし指定」を受けている

⇒指定を取り下げていなければ、事業所として介護サービスを提供できる。

医療保険・・・在宅患者訪問薬剤管理指導料

⇒算定するためには、近畿厚生局への届け出が必要

⇒多くの薬局は届け出を行っている。

湖北薬剤師会の取り組み

- 支援センター事業の在宅カフェへの参加
- ながまいネットへの参加
- 他職種連携研修会の実施
- 薬薬連携研修会の参加
- 健康フェア、福祉大会等でのお薬相談や、お薬を正確に飲むための在宅支援ツールの紹介
- 在宅医療先進地の視察・先進地薬剤師会から講師を招いて講演
- 毎月の研修会

など